

大谷學報

第四十七卷 第四号

昭和四十三年三月十八日發行

有漏業と無漏業 舟橋 一哉 (1)
「親鸞の罪福信に関連して」

エックハルト解釈上の二問題 坂本 弘 (13)
「誕生」と「突破」との内面的連関について

法然教学における三心について 白井 元成 (22)

本無および如・真如の訳出について 鍵主 良敬 (34)

心理劇によるグループ・

スープービジョン 深山 富男 (1)

R・N・ベラーの『徳川期の宗教』

覚え書 小笠原 真 (58)

寄贈交換誌目録 (68)

彙報 (75)

大谷學報第四十七卷總目録

大 谷 大 學

大 谷 學 會

大谷大學研究年報 第二十集

大谷學報 第四十七卷 第二号

善導淨土教と臺灣の教學…………… 藤原 幸章

華嚴經における文殊菩薩…………… 山田 亮賢

入楞伽經「無常品」の原典研究…………… 安井 広濟

仏教説話にあらわれた寺院…………… 堅田 修

一向一揆の意識構造…………… 北西 弘

金槐和歌集試論…………… 仲野 良一

——教団のgroup effectを中心として——

——定家所伝本と貞享本についてのノート——

シェイクスピアのレトリック…………… 内藤 史朗

『御伝鈔』古写本をめぐって…………… 名畑 崇

——叙事的文体から劇的文体へ——

存在と関わり…………… 古賀 武磨

キルケゴールに於ける“綜合”的批判…………… 大屋 憲一

——engagementの存在論的問題——

東本願寺翻訳局目録に見える

「耶穌傳」について…………… 岩見 至

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles:

- Sāsravakarman* and *Anāsrakarman*
——Shinran's Critical View of Faith depending
upon *Pūnya* and *Pāpa*——*Issai Funahashi* (1)
- A Problem in Interpreting Meister Eckhart's Mystical Theology
——The Relationship between the "Birth"
and the "Breaking Through"——*Hiroshi Sakamoto* (13)
- On the Three Aspects of Believing Mind
in Hōnen's Doctrine*Genjo Usui* (22)
- The Buddhist Technical Terms Translated into
Chinese as Penwu (本無) and as Ju (如)
or Chenju (真如)*Ryokei Kaginushi* (34)
- Group Supervision Through Psychodrama*Tomio Miyama* (1)
-
- Notes on R. N. Bellah's *Tokugawa Religion**Shin Ogasahara* (58)

Reports:

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

会務を統理する。

一日から施行する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・

史学・文学並びにこれに関連する學

術の研究と、その発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 本会は大谷大学大学院・文学部

並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたもの

は、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員長

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

附則 この規程は昭和三十七年四月

3、委員の任期は二年とする。但し、再任をさまたげない。

第八条 会員は、本会の出版物にその研

究を發表し、「大谷学報」並びに

「大谷大学研究年報」の配布を受け

本会主催の会合に出席することができ

きる。

第九条 会員の会費は年額金壱千円とする。

第一〇条 会員の経費は会費をもつてこ

れに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第一一条 本会の事務は、教務課の所管

とする。

一二条 この規程の改正には、教授会

の議を経なければならない。

附則 この規程は昭和三十七年四月

大谷学会役員

会長 野上俊靜 委員 稲葉秀賢 岩見至 横超慧日
北西弘 桜部建 柴田良穂
細川行信 平野顯照

昭和四十三年三月十八日発行
大谷学会代表者
編集兼 行者 安藤俊雄
印刷者 西村七兵衛
京都市北区小山上総町
大谷大学内

発行所 大谷学会